

かがわ女性キラサポ大賞実施要綱

(目的)

第1条 働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことができる環境づくりをサポートしている事業所に知事賞を授与し、その功績を称えとともに、これを広く県民に周知することにより、女性の個性と能力が十分に発揮できる職場環境整備の促進及び女性活躍に関する意識の醸成を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 職場風土の改善、仕事と生活の両立支援、女性の職域拡大など、働く女性が輝き、男女共に安心していきいきと働き続けられる環境整備に向けた取組みが他の模範となるよう特に優れており、その成果が認められる事業所のうち各年度1事業所に「かがわ女性キラサポ大賞」を授与する。

(対象)

第3条 かがわ女性キラサポ大賞の対象は、県内に本社又は主たる事務所を有する法人その他団体（国・地方公共団体を除く。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす事業所とする。

- (1) 「かがわ女性キラサポ宣言」を登録し、かつ、そこで定めた目標及び具体的な取組み内容を応募時点において達成していること。
- (2) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、本社が所在する都道府県労働局に届け出ていること。
- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係者でない者であること。
- (4) 応募事業年度から起算して過去3事業年度の間において、労働関係法令等に関し、重大な違反がないことその他社会通念上受賞にふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (5) 応募事業年度から起算して過去3事業年度の間において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び女性活躍推進法の義務規定違反がないこと。
- (6) 過去において、かがわ女性キラサポ大賞を受賞していないこと。

(応募等)

第4条 この要綱に基づき、かがわ女性キラサポ大賞を受けようとする事業所は、別に定める応募用紙（様式1）、選考資料（様式2）、確認書（様式3）及び参考資料を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項により応募用紙の提出があった事業所に対し、必要に応じて調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

3 かがわ女性キラサポ大賞の授与は、毎年1回、一定の期日を定めて行うものとする。

(委員会の設置)

第5条 応募のあった事業所の中から、かがわ女性キラサポ大賞を授与する事業所を決定するため、かがわ女性キラサポ大賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

(被表彰者の決定)

第6条 知事は、選考委員会の選考に基づき被表彰者等を決定する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づくかがわ女性キラサが大賞の授与に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 第2条及び第3条中「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」とあるのは、平成28年4月1日に同法が施行されるまでは、「次世代育成支援対策推進法」とする。

附 則

この要綱は、平成30年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月19日から施行する。